

令和5年度地域包括支援センター委託料について

令和5年度から、従来の委託料に社会保障充実分の事業（医療介護連携、認知症施策、地域ケア会議）に係る加算を設定し、地域包括ケアシステム構築の中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図るものです。

加算額

各地域包括支援センター 一律 300万円

対象経費

事業実施に必要な給料・職員手当等の人件費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、負担金等に係る費用

【例①】 地域ケア個別会議等におけるオンライン化に伴う備品購入やZoom等のライセンス料

【例②】 認知症地域支援推進員研修の受講料 ※令和4年度は3万8千円（税込）

その他

社会保障充実分加算については、医療介護連携・認知症施策・地域ケア会議に関する事業にのみ充てるものではなく、従来どおり地域包括支援センター運営に係る費用に対して支出して差し支えありません。

また、基準単価（従前の委託料）については、今までどおり圏域毎の65歳以上高齢者数（R4.9.1時点）を基に算出しております。

基準単価 (25,000千円×65歳以上高齢者数 を4,500で除した値)	+	社会保障充実分加算 一律：300万円
--	---	------------------------------

令和5年度委託料